

ぎふ企業成長投資補助金にかかる説明会

主催：岐阜県商工労働部企業誘致課

日時：令和8年3月30日（月）14:00～

方法：オンライン（Teams）

対象：県内中小企業の支援団体

- 次第： 1. ぎふ企業成長投資補助金（企業誘致課）
2. 中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金（商工労働政策課）

賃上げ等につながる生産性向上に向けた設備投資支援

新 ぎふ企業成長投資補助金【R8当初 1,500,000千円】

○事業概要

・持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりを推進する中小企業が行う、新たな設備投資に要する経費を支援

【支援の対象イメージ】

国「中堅・中小成長投資補助金」 ※要件：投資額10億円以上、補助上限額：50億円
 「中小企業成長加速化補助金」 ※要件：売上10億～100億、補助上限額：5億円

【新】ぎふ企業成長投資補助金 ※要件：投資額1千万円以上、補助上限額：3千万円

【継続】岐阜県「中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金」※補助上限額：500万円

○補助対象事業者

・中小企業 ※製造業、物流業：「資本金3億円以下」又は「従業員数300人以下」
 データセンター：「資本金5,000万円以下」又は「従業員数100人以下」

○補助概要

対象業種	製造業、物流業、データセンター
要件	投資額：1,000万円以上、持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりが行われること
補助率・上限額	1/2以内・3,000万円（特別枠※1：2/3以内・3,000万円）
対象経費	機械・設備等の償却資産、新たな働く環境づくりに繋がる福利厚生施設（トイレ、パウダールーム、授乳室、食堂、休憩室、託児室） ※「福利厚生施設」は、既存建物内で設置・改修するものに限る ※「福利厚生施設」のみの申請は不可であり、機械・設備と合わせた全補助対象経費の1/2以下に限る ※令和9年1月29日までに設置、支払いが完了するもの

※1今後、成長が見込まれる産業を重点的に支援

- ①「経済・雇用再生戦略」における成長産業：航空宇宙、ヘルスケア、食品、エネルギー
- ②国が重点的に支援を行うなど、今後成長が見込まれる産業：半導体、データセンター

○事業スケジュール（予定）

時期	内容
4月7日～5月20日	申請募集
5月下旬～6月下旬	審査
7月上旬～7月中旬	交付決定

・賃上げや新たな働く環境づくりの取組については、実績報告時に確認し、目標が達成されない場合は、補助金交付額を減額
 ・事業完了後、2年間取組状況を報告

【問い合わせ先】

岐阜県商工労働部 企業誘致課 058-272-8364

県内中小企業の皆さまへ

ぎふ企業成長投資補助金のご案内

持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりを推進する中小企業を支援します

補助対象者

県内に事業所を有する中小企業（製造業、物流業、データセンター）

補助要件

○持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりを推進する事業であること

○補助対象経費が1,000万円以上であること

○新たな働く環境づくりの取組^{※1}が行われること

※1：交付申請時の添付資料「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の「交付申請時（目標）」において、合計13点以上であり、以下の要件を満たすこと

①カテゴリー「0（賃上げ率）」で選択項目があること

②カテゴリー「1～5」のうち、4カテゴリー以上で選択項目があること

〈ご注意〉実績報告時に合計13点以下の場合は、補助金額が減額されます

補助対象事業

県内の事業所で行う機械・設備の導入・改造、福利厚生施設^{※2}の設置・改修

※2：トイレ、パウダールーム、授乳室、食堂、休憩室、託児室

※「福利厚生施設」のみの申請は不可であり、機械・設備と合わせた全補助対象経費の1/2以下に限る

※「福利厚生施設」は、既存建物内で設置・改修するものに限る

補助率・補助上限額

○補助率：1/2以内（特別枠^{※3}は2/3以内）

※3：航空宇宙産業、ヘルスケア産業、食料品産業、エネルギー産業、半導体産業、データセンターの設備投資

○補助上限額：3,000万円

募集期間

令和8年4月7日（火）～5月20日（水）

※提出方法：郵送（提出期限日の消印有効）

補助対象期間

- 募集開始日（=令和8年4月7日（火））以降に発注が行われ、令和9年1月29日（金）までに納品及び支払いが完了するもの
※事業は、支払いを含めて令和9年1月29日までにすべて完了してください。

〈留意事項〉

- ・交付決定日以前に取得した機械・設備等を対象とするためには、「事前着手理由書」の提出が必要ですので、交付申請書に併せて「事前着手理由書」を提出してください。
- ・「事前着手日」として設定できる日は「募集開始日以降の日」です。
- ・「交付決定前着手（事前着手）」を行った場合でも、審査において不採択となった場合は、補助金の交付は無く、すべて自己負担になります。

交付決定

- 令和8年7月上旬～7月中旬（予定）
※補助金の採否は審査で決定します。

申請方法・問い合わせ

補助金申請書の提出期限：令和8年5月20日（水）

- 提出方法：郵送（提出期限日の消印有効）
- 提出部数：4部（正本1部、副本3部）
- 申請書の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1-1（10階）

岐阜県商工労働部 企業誘致課 立地支援係

◆申請書様式等は県ホームページに掲載（募集開始日に掲載予定）

トップページ>分類でさがす>産業・農林水産・労働・観光>商工業>企業誘致・立地支援>ぎふ企業成長投資補助金

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56620.html>

◆問い合わせ先

R8.4.1配備予定

電話：058-272-8384（ぎふ企業成長投資補助金専用電話番号）

※上記が繋がらない場合は、県企業誘致課：058-272-8364

メール：c11342@pref.gifu.lg.jp

平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※電話が混み合い、つながりにくい場合があります。また、内容によっては回答が翌日以降など、お時間をいただく場合もあります。予めご了承ください。

新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)

【再掲】新たな働く環境づくりの取組※1が行われること

※1：交付申請時の添付資料「新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)」の「交付申請時(目標)」において、合計13点以上であり、以下の要件を満たすこと

- ①カテゴリー「0(賃上げ率)」で選択項目があること
- ②カテゴリー「1~5」のうち、4カテゴリー以上で選択項目があること

〈ご注意〉実績報告時に合計13点以下の場合は、補助金額が減額されます

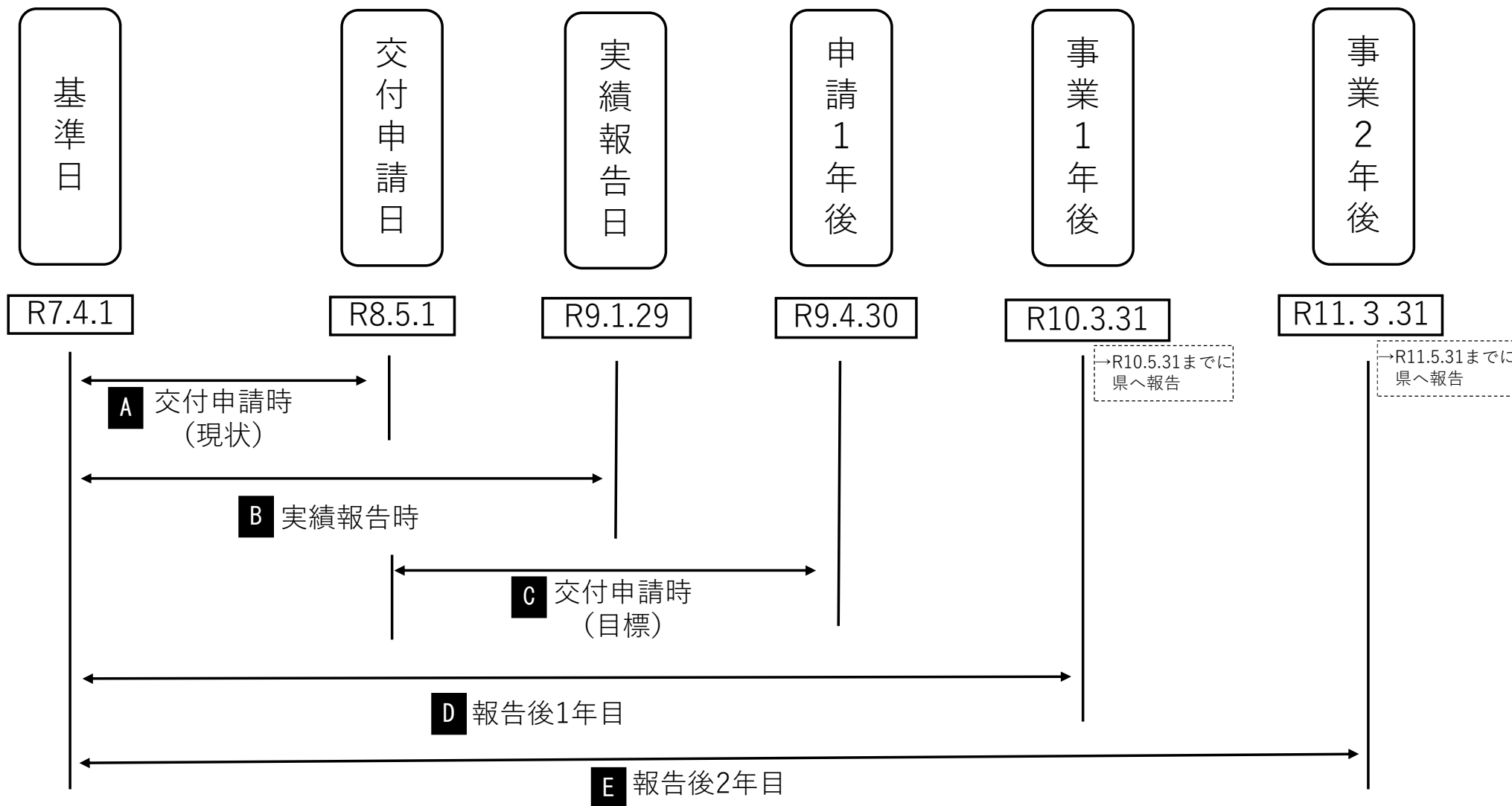
別紙3

◆新たな働く環境づくりの取組状況

0. 賃上げ率		判定基準	配点	交付申請時 (現状)	交付申請時 (目標)	実績報告時
1	賃上げ率(平均より増)	<基準日> 交付申請日の前年の4月1日	6%超	5		
	賃上げ率(平均並み)	<比較時点>	4%超6%以下	3		
	賃上げ率(平均以下)	・交付申請時(現状)：基準日と交付申請日	0%超4%以下	1		
	賃上げ率(微減)	・交付申請時(目標)：交付申請日とその1年後	-4%超0%以下	-1		
	賃上げ率(やや減)	・実績報告時：基準日と実績報告日	-6%超4%以下	-3		
	賃上げ率(大きく減)	・報告後1年目：基準日と実績報告日の翌年度末 ・報告後2年目：基準日と実績報告日の翌々年度末	-6%以下	-5		
1. 柔軟な働き方・業務効率化(働き方の選択肢を広げ、業務の効率化や生産性向上を図る取組み)						
2	超短時間勤務(マイクロワーク・1~3時間程度/日)		有無	1		
3	フレックスタイム		有無	1		
4	分業制(業務の切り分けや細分化)		有無	1		
5	多能工化		有無	1		
6	ICT(生成AIなど情報通信技術)活用による事務効率化		有無	1		
7	在宅勤務(リモートワーク)		有無	1		
8	時短勤務(9時から15時の勤務など)		有無	1		
9	スライド勤務		有無	1		
10	裁量労働制(実際の労働時間ではなく、仕事の成果・実績などで評価を決める制度)		有無	1		
11	副業・兼業の許容		有無	1		
12	年休取得率 ※産業別平均値以上(製造業：70.4%、物流業：62.2%、情報サービス業：67.1%)		平均値以上	1		
小 計			-	16	0	0
2. 育児・家庭との両立支援(子育てや家庭と仕事の両立を支援する制度や環境整備)						
1	子連れ出勤		有無	1		
2	子育て支援手当		有無	1		
3	男性の育児休業取得率 ※産業別平均値以上(製造業：21.3%、物流業：22.8%、情報サービス業：27.2%)		平均値以上	1		
4	女性の育児休業取得率 ※産業別平均値以上(製造業：85.1%、物流業：88.4%、情報サービス業：92.6%)		平均値以上	1		
5	従業員1人あたりの所定外労働時間(10時間以下 ※(過去1年間))		10時間以下	1		
6	ワークライフバランスに関する社内研修		有無	1		
7	社内託児所の整備		有無	1		
小 計				7	0	0
3. 若者・女性など多様な人材の活躍支援(多様な人材の採用・定着・活躍を促進する取組み)						
1	若者向け職場体験・インターンシップ		有無	1		
2	離職率 ※産業別平均値以下(製造業：6.6%、物流業：7.5%、情報サービス業：6.5%)		平均値以下	1		
3	女性管理職比率が高い ※産業別平均値以上(製造業：5.0%、物流業：6.0%、情報サービス業：10.7%)		平均値以上	1		
4	女性役員数		1人以上	1		
5	ハラスメント防止のための研修制度や相談窓口の設置		有無	1		
6	非正規雇用者を正規雇用者への登用 ※(過去3年間)		有無	1		
7	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.7%)を超えている ※RS.7月~：2.7%		2.7%以上	1		
小 計				7	0	0
4. 人材育成・職場環境の向上(従業員の成長支援や働きやすい職場づくりに関する取組み)						
1	快適な職場環境整備(女性用トイレ、パウダールーム、空調設備、休憩室等)		有無	1		
2	資格取得支援(業務に関連するもの)		有無	1		
3	メンター制度(先輩職員による相談等サポート)		有無	1		
4	社員の意見を反映する制度(若手会議、提案制度、アンケート調査など)		有無	1		
5	人事評価制度		有無	1		
6	福利厚生充実(住宅手当、食事補助など)		有無	1		
小 計				6	0	0
5. 公的認定制度による企業評価(国や県による、優良企業認定制度)						
1	【ユースエール認定制度】 (若者の雇用管理状況が優良な中小企業を厚労大臣が認定)	有無	1			
2	【くるみん認定制度】 (子育て支援に積極的に取り組む企業を厚労大臣が認定)					
3	【えるぼし認定制度】 (女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業を厚労大臣が認定)					
4	【もにす認定制度】 (障害者雇用に関して優良な中小企業を厚労大臣が認定)					
5	【健康経営優良法人認定制度】 (従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む法人を経産大臣が認定)	有無	1			
6	【岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業】 (仕事と家庭の両立支援などに積極的に取り組む企業を岐阜県が認定)	有無	1			5
小 計				3	0	0
合 計				39	0	0

◆賃上げ率算定期間

補助申請：令和8年5月1日
実績報告：令和9年1月29日 の場合



交付申請時に提出していただく書類

別紙2

事業内容説明書

<p>事業実施の背景・ 現状・課題</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※本事業実施の背景や、事業の現状及び課題について具体的に記載すること。 また、事業戦略等が策定されている場合は、併せて提出すること。</p> <p>【審査の観点】 経営力: 事業戦略等が具体的に示されているか。 事業性: 事業の現状や解決すべき課題が明確化されているか。</p> </div>
<p>事業内容</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※今回の事業内容を具体的に記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げについて、どのように取り組むのか、実施時期やその内容について詳細に記載すること。 ・生産性向上を図るために、どのような設備投資等を行うのか、その内容を詳細に記載すること。 ・(福利厚生施設を補助対象とする場合) 働いてもらい方改革に繋がる「新たな働く環境づくり」を推進するために、どのように福利厚生施設を充実させるのか、その内容を詳細に記載すること。 ・「新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)」について、具体的に取り組む内容を詳細に記載すること。 <p>【審査の観点】 事業性: 課題に対する適切な解決方策が示されているか。 実現可能性: 実現可能な内容となっているか。</p> </div>
<p>事業の実施目標</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※本事業において達成する目標を事業前と比較しながら定量的に記載すること。 (例: 製造数量、出荷数量、売上高、収益、賃上げ率、福利厚生施設の状況など)</p> <p>【審査の観点】 事業性: 達成すべき目標が具体的に示されているか。 実現可能性: 実現可能な内容となっているか。</p> </div>

<p>事業の実施体制 ・スケジュール</p>	<p>※本事業を行うための実施体制や設備等の導入スケジュールを具体的に記載すること。</p> <p>【審査の観点】 実現可能性:実施体制の役割分担は適切か。 実現可能なスケジュールとなっているか。</p>
<p>事業の成果 ・波及効果</p>	<p>※本事業により期待される成果や地域への波及効果について具体的に記載すること。</p> <p>【審査の観点】 波及効果:費用対効果(本補助金の額に対して想定される売上や収益)は高いか。 本事業により地域への経済的な波及効果が期待できるか。</p>

◆事業実施後状況報告書について

補助事業完了後から2年間は、「事業実施後状況報告書（第9号様式）」の提出が必要

（提出期限 1年目報告：R10.5.31、2年目報告：R11.5.31）

＜留意事項＞

○1年目の報告時は、2種類の「賃上げ率」の報告が必要です。

① **D** 基準日～事業1年後までの賃上げ率の実績

② **C** 交付申請日～申請1年後までの賃上げ率の実績

※賃上げ率が下落した場合（**D** < **C**）は、理由書（任意様式）の提出が必要です。

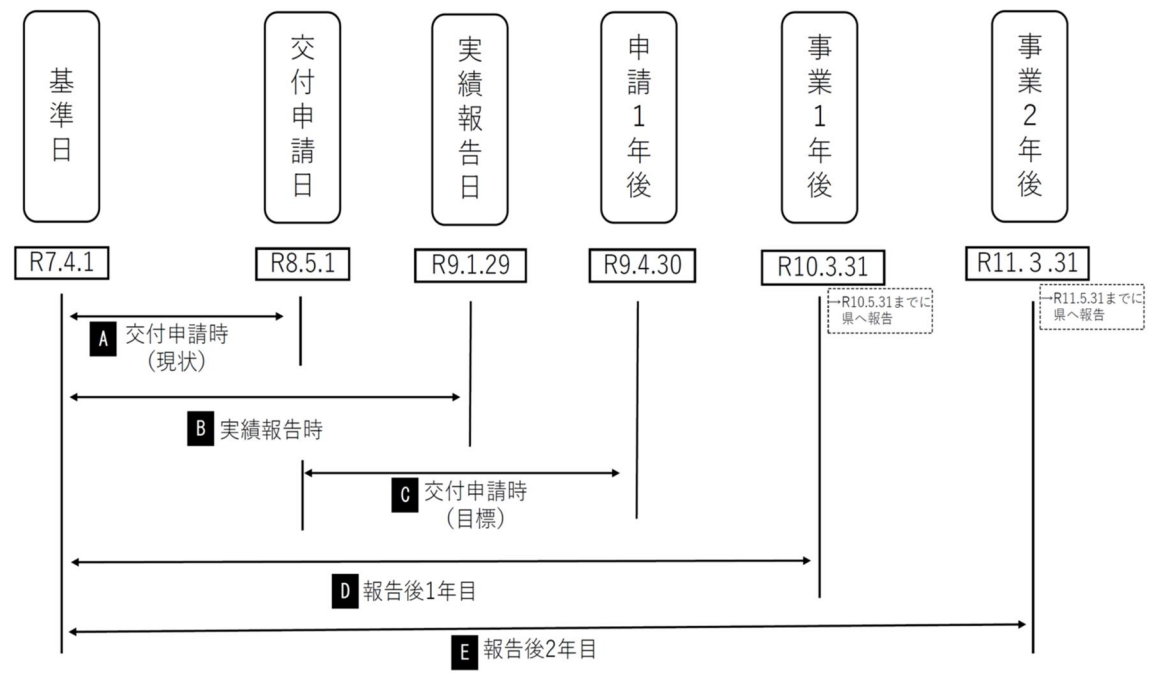
○2年目の報告時は、1種類の「賃上げ率」の報告が必要です。

① **E** 基準日～事業2年後までの賃上げ率の実績

※賃上げ率が下落した場合（**E** < **C** 又は、**E** < **D**）は、理由書（任意様式）の提出が必要です。

◆賃上げ率算定期間

補助申請：令和8年5月1日
実績報告：令和9年1月29日 の場合



◆事業完了後2年間提出する「事業報告書」において、「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の「交付申請時（目標）」欄にある選択項目が達成されていない場合、理由書（様式任意）の提出が必要となります。

◆必要に応じて県が現地調査等をさせていただき、不相当と判断される場合には、交付した補助金を返還していただく場合があります。

◆そのため、補助対象事業完了後も、目標達成に向けた取り組みを進めていただきますよう、お願いします。

Q A (R8. 3. 30説明会用)

※本資料はQ A全体の中から、説明会用に抜粋した資料になります。
正式なQ Aは4月上旬に県HPに掲載しますので、交付申請前に改めて確認をお願いします。

1	<p>Q補助対象となる経費は。</p> <p>A機械・設備の導入、改造（改修）及び福利厚生施設の設置、改修に係る経費（運搬費、設置費も含む）が対象となります。</p> <p>設置場所の整備工事、基礎工事も含みます。</p> <p>なお、持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりにつながるものであることが必要です。</p>
2	<p>Q補助対象外となる経費は。</p> <p>A補助対象外となる主な経費は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得費 ・建物の取得費（既存建物内における福利厚生施設の設置、改修は「建物の取得」には該当せず対象） ・機械・設備等の維持修繕及び撤去・処分に係る経費 ・単価50万円未満の機械・設備等 ・中古品機械・設備等の導入費（中古市場においてその価格設定の適正性等が明確である場合は対象） ・調査研究やシステム開発費等の無形固定資産（機械・設備に一体運用がなされる組み込みソフトウェア、専用制御ソフトウェアは対象） ・割賦、リース（ファイナンスリースは対象）・レンタルに係る経費 ・消費税等相当額 ・振込手数料 ・補助事業者名義で支払いをしていないもの
3	<p>Q「機械・設備等の維持修繕は対象外」とされているが、「改造（改修）は対象」とされている。どのように考えればよいか。</p> <p>A単なる「修繕」は補助対象になりません。本補助金の目的である「賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくり」のための「改造（改修）」であれば対象になります。「事業内容説明書（別紙2）」において、事業内容等を詳しく説明してください。</p>
4	<p>Q老朽化した機械・設備の入れ替えは補助対象となるか。</p> <p>A老朽化した機械・設備の単なる入れ替えは、補助対象となりません。</p> <p>「単なる入れ替え」かは、既存の機械・設備の能力との比較等により、総合的に判断します。「事業内容説明書（別紙2）」において、既存の機械・設備の能力との比較内容等について詳しく説明してください。</p>
5	<p>Q新たな需要により、既に生産している製品を増産する場合は補助対象となるか。</p> <p>A従来から生産している製品の増産に係る機械・設備導入は、対象となります。</p> <p>「事業内容説明書（別紙2）」において、増産内容等について詳しく説明してください。</p>
6	<p>Q生産等を行う施設の空調、断熱設備は、補助対象となるか。</p> <p>A「機械・設備」として対象となります。「事業内容説明書（別紙2）」において、導入理由や効果等について詳しく説明してください。</p>

7	<p>Q「ソフトウェア」は補助対象になるか。また、今回新たに機械・設備等は導入せず、既存の機械・設備等に附随する「ソフトウェア」のみを導入する場合、補助対象になるか。</p> <p>A機械・設備等に附随するもの（一体的に使用するもの）は対象になります。</p> <p>「事業内容説明書（別紙2）」において、どのようなソフトウェアであること等を記載してください。</p> <p>なお、ソフトウェア導入後にかかる経費（ランニングコスト・運用保守費）は対象外です。</p>
8	<p>Q中古の機械・設備は補助対象になるか。</p> <p>Aぎふ企業成長投資補助金交付取扱要領において、「中古品設備等の導入費は補助対象には含めない」としておりますが、「中古市場においてその価格設定の適正性等が明確である場合をは対象」と規定していますので、次の（1）と（2）を満たしたうえで、審査で採否を判断します。</p> <p>（1）①_複数の中古品流通事業者から見積もりが取得できる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・型式や年式、使用時間等が記載された見積もり（2～3者程度）を提出してください。 ②_複数の中古品流通事業者から見積もりが取得できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「型式や年式、使用時間等が記載された見積もり（1者）」と、「新品価格（参考価格）が分かる資料」を提出してください。 </p> <p>（2）「事業内容説明書（別紙2）」に次の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古設備を導入する理由 ・当該設備の性能、仕様のほか、使用可能期間が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間」を超えるものであり、補助事業の遂行に支障がないこと
9	<p>Q「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」について、目標が達成されない場合はどうなるか。</p> <p>A実績報告時に「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の合計点が13点を下回った場合は、その割合に応じて補助金を減額します。</p> <p>賃上げ率の目標が達成されない場合においても、下記要件※を満たしていれば、補助金の減額は行いませんが、賃上げ率が「交付申請時（現状）」を下回った場合は、理由書（様式任意）の提出が必要となります。</p> <p>なお、カテゴリー「1～5」のうち、4カテゴリー以上で選択項目がない場合は、「交付決定の取消し（=交付額は0円）」になります。</p>
10	<p>Q他の補助金と併用はできるか。</p> <p>A国及び岐阜県（その支援機関を含む）の補助金との併用はできません。</p> <p>市町村補助金との併用は可能です。</p>
11	<p>Q複数の補助金を利用することができるか。</p> <p>A例えば、「設備G」を導入する事業と「設備H」を導入する事業があった場合、「設備G」は「ぎふ企業成長投資補助金」を使用し、「設備H」は他の国・県補助金を使用することは問題ありません。なお、同じ事業に複数の補助金を使用することはできません。</p>
12	<p>Q「特別枠に該当する機械・設備」と「特別枠に該当しない機械・設備」を併せて導入する場合の補助率はどうなるか。</p> <p>A全ての機械・設備に対して、補助率は1/2となります。</p> <p>（例）特別枠（航空宇宙産業に関する機械・設備A）と特別枠外（自動車産業に関する機械・設備B）を併せて導入する場合は、$(A+B) \times 1/2$になります。</p>

13	<p>Q補助金交付までのスケジュールは。</p> <p>A下記のスケジュールを予定しています。</p> <p>令和8年4月7日(火)～5月20日(水) 募集期間 6月上旬 ～6月下旬 審査 7月上旬 ～7月中旬 交付決定通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者において事業を実施 ・事業完了後（支払い完了含む）30日以内に実績報告書を県へ提出 <p>令和9年1月29日(金) 実績報告書の提出期限 2月上旬～2月下旬 補助金検査、額の確定通知 3月下旬 補助金の交付</p>
14	<p>Q補助要件を満たしていれば、採択されるのか。</p> <p>A交付申請額が予算額を上回った場合は、審査により予算の範囲内で採択事業者及び補助金額を決定します。 なお、交付申請額が予算額を下回った場合においても、審査により不採択になる場合があります。</p>
15	<p>Q実績報告書提出後の補助金検査はどのように行われるのか。</p> <p>A現地に伺い、導入した機械・設備等を確認させていただきます。 また、「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」について、根拠資料等を見せていただきながら、取組状況を確認させていただきます。 必要に応じて、総務系の職員の同席をお願いします。</p>
16	<p>Q実績報告書の添付資料として、「新たな働く環境づくりの取組状況の根拠等資料」とあるが、どのような資料を提出するのか。</p> <p>A賃上げ率が分かるものや、各項目の取組内容が分かる資料として、対応可能な範囲で提出をお願いしますが、補助金検査は現地調査も行いますので、現地で根拠資料等を見せていただきます。 そこで、取組状況を確認させていただき、改めて根拠資料の提出をお願いします場合があります。</p>
17	<p>Q補助対象となった機械・設備等の処分制限は。</p> <p>A補助対象となった機械・設備等を償却資産の耐用年数の期間内に財産処分※する場合は、補助金の返還となる場合があります。 ※目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊し、破棄</p>

県内の中小・小規模事業者の皆さまへ

「中小・小規模事業者パワーアップ
応援補助金」のご案内

～ 事業者の「稼ぐ力」の強化（パワーアップ）を応援します ～

補助対象者

新たに「中小企業者」を
補助対象に追加

県内に主たる事務所を有する中小企業者及び小規模事業者

補助対象事業

持続的な賃上げにもつながる「稼ぐ力」の強化に向けた事業規模拡大や
業態転換などに意欲的に取り組む事業

（想定する事業の一例）

- ・新商品の開発や新事業の展開等により、売り上げ増加を図る事業
- ・原材料の生産を内製化し、外注費削減による利益増加を図る事業

補助率・補助上限額

R7より増額

事業者区分	申請区分	補助上限額	補助率
小規模事業者	一般枠	1,500千円	1/2以内
	働いてもらい方改革枠	3,000千円	2/3以内※
中小企業者	働いてもらい方改革枠	5,000千円	1/2以内

※小規模事業者の働いてもらい方改革枠のうち、新たな働く環境づくりに
要する経費については1,000千円を上限に補助率：10/10を適用

働いてもらい方改革枠の要件

- ・前提として、「稼ぐ力」の強化に取り組むものであること
- ・加えて、「新たな働く環境づくり」に取り組むこと
- ・岐阜県商工会連合会のホームページで成果を公表すること
→ 令和7年度採択者の取組事例をまとめたサイトをご参照ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/business/caceeffort/>

募集期間

令和8年4月7日（火）～5月15日（金）17時

※スケジュールには十分な余裕をもってご相談ください。

交付決定

令和8年6月下旬～7月上旬（予定）

※補助金の採否については審査の結果、不採択になる場合がありますので、ご承知おきください。

申込方法

支援担当者の伴走支援を受けて作成した補助金申請書に必要な書類を添付し、お近くの商工会・商工会議所へ提出してください。

公募要領や各種様式等の詳細は、下記URLをご参照ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/gifu-jizokuka-r8/>

（令和8年4月7日（火）12時から公開予定）

申請の相談や、
書類の提出は、
商工会・商工会議所へ

お申込み・お問合せ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

電話番号等の詳細は、下記URLをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/491927.pdf>

○『働いてもらい方改革』とは

岐阜県が推進する「人手不足対策」と「生産性向上」を同時に目指す取組です。概要などについては、下記URL（県未来創成課）をご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/437147.html>

※本紙に記載の内容には、公募開始時点で変更が生じる可能性があります。公募開始後の最新情報については、下記URLからご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/146196.html>

（令和8年4月7日（火）12時から公開予定）

（お問い合わせ先）

岐阜県商工労働部商工労働政策課 団体支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

☎058-272-1111（内線：3613）

～この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています～